

社会保障・税一体改革について

近年の社会・経済の変化

現行の社会保障制度の基本的な枠組みが構築された1960年代から今日に至るまでの間に、社会保障制度の前提となる社会経済情勢は大きく変わっています。

少子高齢化

人口減少社会の到来、
急激な高齢化

高齢化率

7.1% (1970年) → **23.0%** (2010年)

合計特殊出生率

2.13 (1970年) → **1.39** (2010年)

雇用環境の変化

非正規労働の増加

非正規の職員・従業員数

604万人 (1984年) → **1756万人** (2010年)

(全雇用者*の15%) (全雇用者*の34%)

*役員を除く

家族のあり方の変容

三世同居の減少、
高齢独居世帯の増加

世帯主65歳以上の単身・夫婦のみ世帯数

96万世帯 (1970年) → **1081万世帯** (2010年)

(全世帯の3%) (全世帯の20%)

経済成長の停滞

少子高齢化などによる構造的停滞

実質経済成長率

9.1% → **0.9%**

(1956-73年度平均) (1991-2010年度平均)

(出所) 高齢化率、世帯主65歳以上単身・夫婦のみ世帯数については、総務省「国勢調査」(1970年度、2010年度)、合計特殊出生率については厚生労働省「平成23年人口動態の年間推計」、非正規の職員・従業員数については総務省「労働力調査 長期時系列データ」、実質経済成長率については内閣府「国民経済計算」平成10年度確報(1956-73年度平均)、平成21、22年度確報(1991-2010年度平均)

社会保障・税一体改革とは

社会経済情勢が大きく変化する中で、
「社会保障・税一体改革」は、①社会保障の充実・安定化と②財政健全化 という
我が国にとって待ったなしとなった2大目標を同時に実現するための改革です。

社会保障の充実・安定化

待機児童問題、産科・小児科・救急医療や
在宅医療の充実、介護問題などへの対応
+
高齢化により毎年急増する
現行の社会保障の安定化(安定財源確保)

同時達成

財政健全化目標の達成

諸外国で最悪の財政状況から脱出
「2015年に赤字半減、2020年に黒字化」
日本発のマーケット危機を回避
⇒消費税率を2015年10月に国・地方あわせて
10%へと段階的に引上げ

消費税をはじめとする
税制抜本改革で
安定財源確保

今回の一体改革の「税制抜本改革法案」による消費税率5%引き上げは、
社会保障の充実・安定化と財政健全化を同時に達成するものです。

消費税率5%の引き上げ

全額を社会保障の財源に

社会保障の充実

(待機児童解消、医療介護サービスの充実、低所得者対策など)

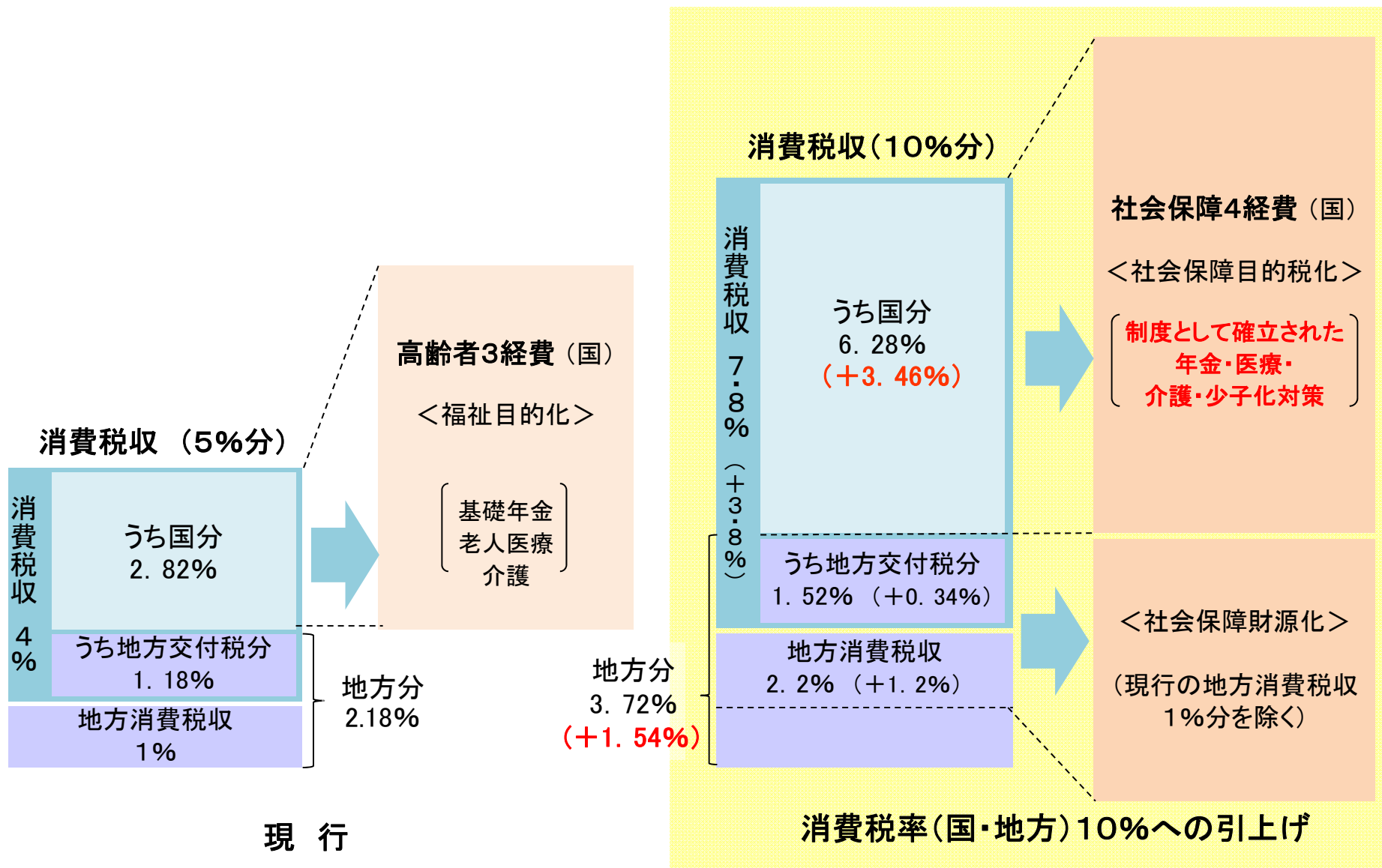
2.7兆円程度(消費税込1%程度)

社会保障の安定化 ~今の社会保障制度を守る~ 10.8兆円程度(消費税込4%程度)

- 年金国庫負担2分の1 (2.9兆円程度)
(36.5%から国庫負担を引き上げて年金財政の安心を確保)
※年金交付国債の償還費用を含む
- 後代への負担のつけ回しの軽減 (7.0兆円程度)
〔高齢化等による社会保障の増加や
安定財源が確保できていない現行の社会保障への対応〕
- 消費税率引き上げに伴う社会保障支出の増 (0.8兆円程度)
(年金額、診療報酬などの物価上昇を反映させた増)

財政健全化に一定の寄与

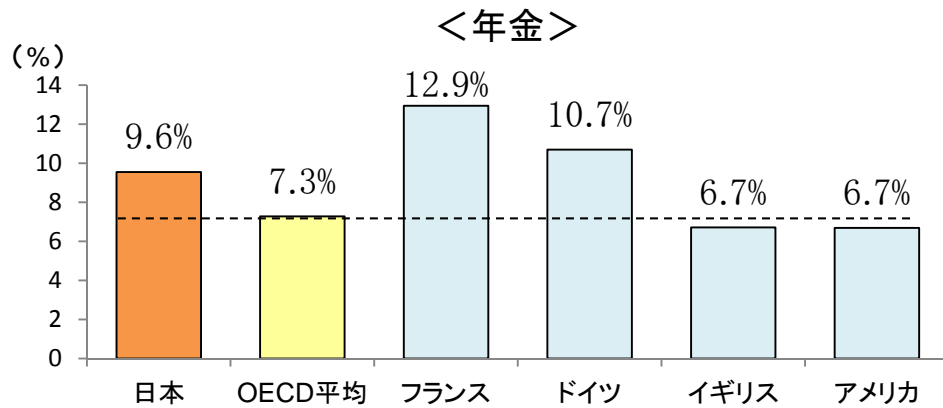
また、今回の「税制抜本改革法案」では、増税でお預かりした分は全て社会保障に充てるという考え方から、消費税(国分)の用途を年金・医療・介護・少子化対策に限定しています。



日本の年金・医療・介護は、これまでの急速な高齢化に対して、最大限の対応をしてきました。給付水準は概ね先進諸国並み、医療については世界第1位の評価を受けています。

○社会支出の国際比較(対GDP比)

年金・医療への支出水準はほぼ主要国並み



○平均寿命の比較

我が国の平均寿命は世界最長

- ・日本 : 83歳 (男性: 80歳、女性: 86歳)
- ・フランス : 81歳 (男性: 78歳、女性: 85歳)
- ・ドイツ : 80歳 (男性: 78歳、女性: 83歳)
- ・イギリス : 80歳 (男性: 78歳、女性: 82歳)
- ・アメリカ : 79歳 (男性: 76歳、女性: 81歳)

(出所)WHO “World Health Statistics 2011”
(注)2009年の値

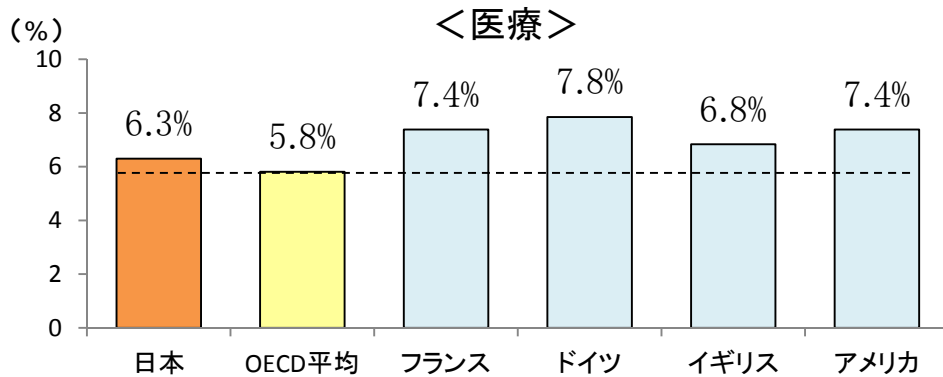
○我が国医療の評価

WHOでも医療の質や平等性という観点から評価して我が国の医療制度は世界第1位

- 1位: 日本
- 2位: スイス
- 3位: ノルウェー
- ...
- 6位: フランス
- ...
- 14位: ドイツ
- 15位: アメリカ

＜評価の基準＞

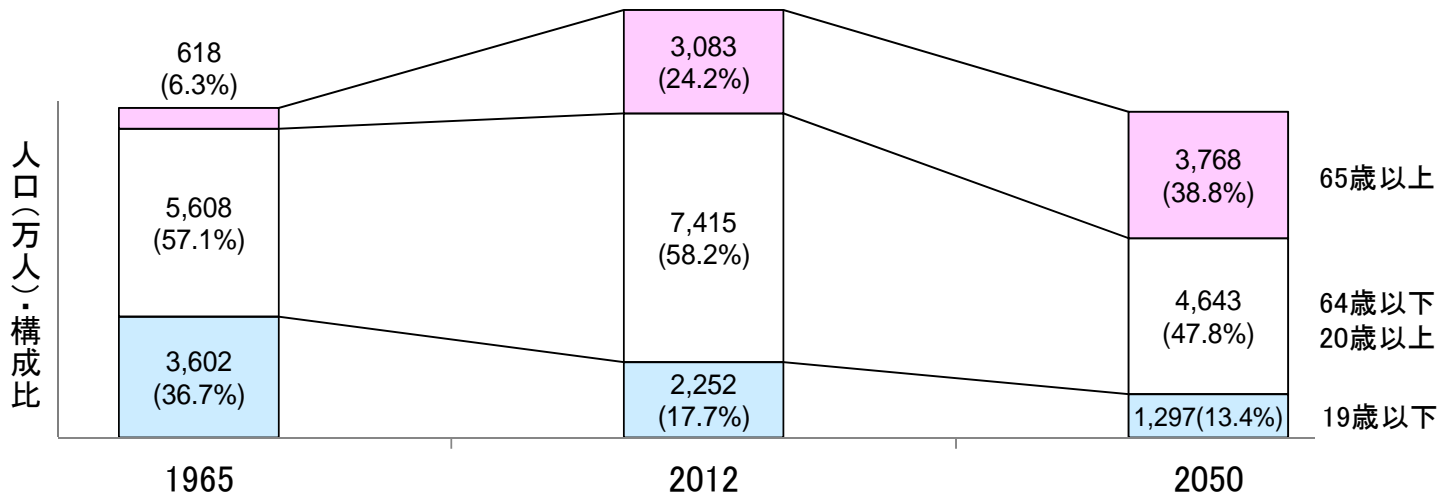
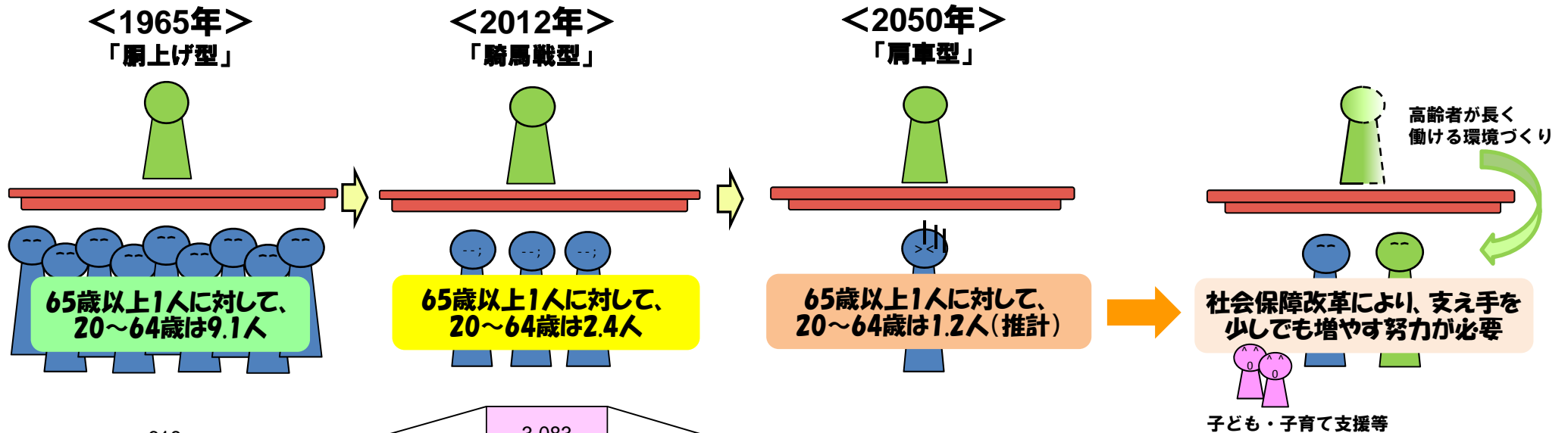
- ①健康寿命
- ②医療サービスへのアクセスの良さ
- ③医療費負担の公平性等



(出所)OECD “Social Expenditure Database”
(注)2007年の値

(出所)WHO “World Health Report 2000”

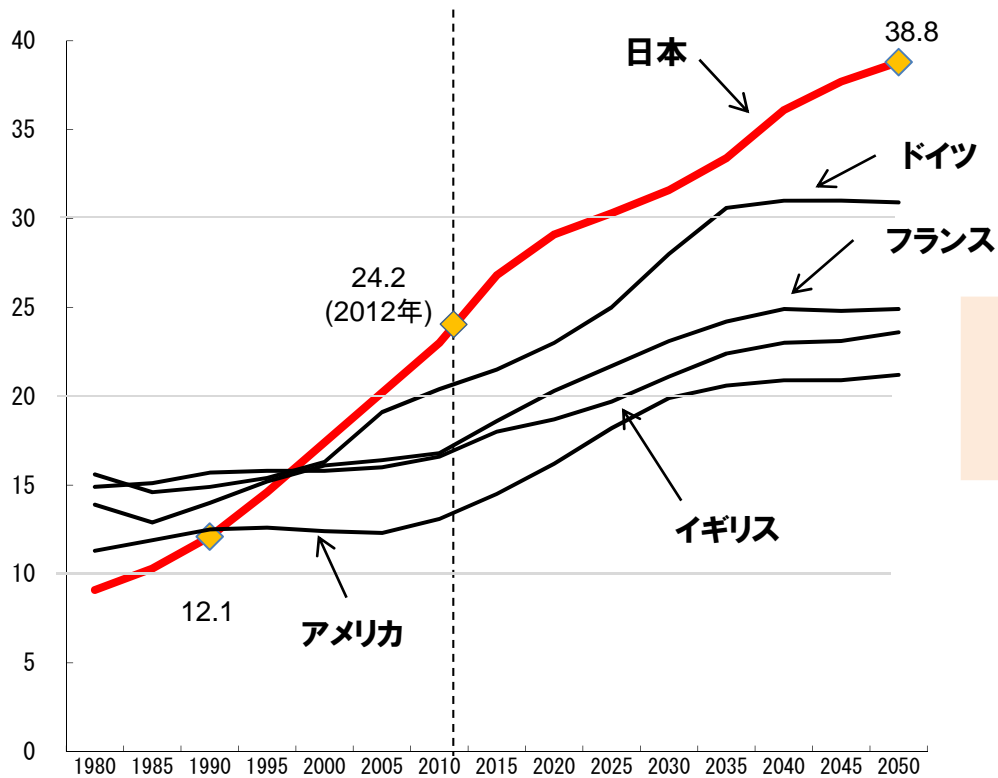
ところが、今後、急速に高齢化が進み、やがて、「1人の若者が1人の高齢者を支える」という厳しい社会が訪れます。



(出所) 総務省「国勢調査」「人口推計」、社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(出生中位・死亡中位)」

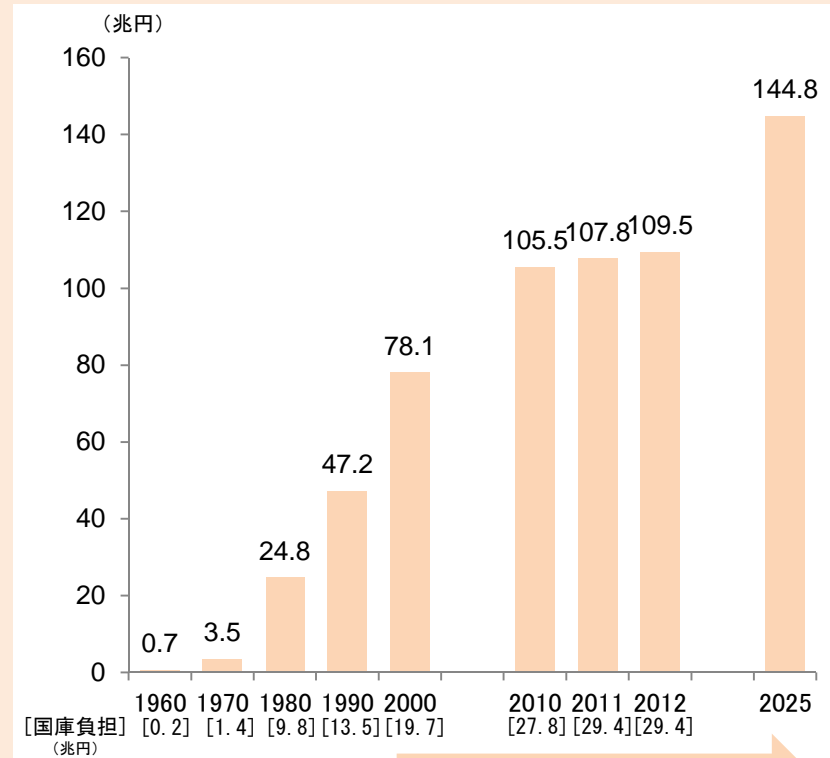
**今後の高齢化は先進国では最も速く進行する見込みです。
 高齢者数の増大により、現在の年金・医療・介護のサービス水準を維持するだけでも、税金投入を毎年1兆円以上増加させる必要があります。
 この財源を確保できなければ、社会保障制度の維持が困難になります。
 一体改革では、この高齢化に対応するための財源を確保し、制度の維持を図ります。**

主要国における65歳以上人口の対総人口比の推移 (%)



(出典) 高齢化率: 日本については、総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」による。諸外国については、国際連合「World Population Prospects」による。

社会保障給付費の推移 (兆円)



税金投入が毎年1兆円以上の増加

*1 2010~2012は当初予算ベースの値
 *2 2025は平成24年3月30日厚労省「社会保障に係る費用の将来推計の改定について(平成24年3月)」より作成
 *3 2012の国庫負担は年金国庫負担2分の1ベースの値

現在の社会保障のもう一つの大きな問題は、「サービスを受けたくても受けられない」方々の存在です。

- ・ 都市部の保育所不足による待機児童問題
- ・ 地方の医師不足や、患者のたらいまわしなどの問題
- ・ 特養ホームの入居待機者の増大 など

これらの問題に対応し、さらに制度を充実させるため、消費税率約1%分(2.7兆円程度(2015年度))の財源を確保します。

主な充実内容

2015年度の所要額(国・地方)
(充実策と効率化策の差額)

子育て

- 保育所など保育サービス量を増やすことで、待機児童を解消
- 幼保一体化により、施設を「こども園」に統合し、サービス量を増やし、質も改善

0.7兆円程度

医療・介護等

- どこに住んでいても、高度な急性期入院治療、在宅の医療・介護を安心して受けられるようにこれらを充実

0.6兆円程度

- 低所得者の国保・介護保険料の軽減 など

1兆円弱程度

年金

- 低年金となる低所得の高齢者の年金額を加算

0.6兆円程度

充実策と効率化策を合わせ、
2.7兆円程度
(消費税率約1%分)

〔充実策: ~3.8兆円程度
効率化策: ~▲1.2兆円程度〕

世代間の公平の見地から、社会保障制度を「全世代対応型」へと転換することにより、就学前、学齢期、若年層から高齢期までを通じて、一貫した支援の実現を目指します。

安心を支える

子ども期

- 保育所・幼稚園・放課後児童クラブ
- 妊婦健診、出産手当金・出産育児一時金の支給、育児休業制度など
- 地域子育て支援、児童手当など



成年期
(就職)

- 雇用保険、能力開発、労災保険、安定的雇用の確保
- 若者・女性・障害者などの雇用促進



成年期
(結婚・出産・子育て)

- 公的医療保険
- 様々な子育て支援策
- 他にも、困っている人々を支えるための様々な仕組みがあります(生活保護などの貧困・格差対策や障害者福祉などの福祉施策)



高齢期

- 高齢年金
- 高齢者医療
- 介護保険



負担を分かち合う

○保険料

負担の分かち合いの基本は保険料です。医療、介護、年金、失業など誰もが遭遇するリスクについては、みんなが収入等に応じて保険料を負担し、助け合います。



○税

所得水準からみて保険料でまかなえない分や低所得者向けの施策のほか、子ども・子育て施策や基礎年金の財源の2分の1などに税金が使われています。



○利用者負担

医療・介護等のサービスを受ける際には、その費用の一部を負担します。

特に、子育て支援の分野では、保育サービスへの参入基準を、これまでの認可制から指定制に移行させ、公費で支援する保育所などの数を抜本的に増やします。
また、延長保育、病後児保育などのサービスも拡大し、様々なニーズに対応します。

現行

- 保育所は認可制、保育の必要性の認定も市町村に委ねられており、サービス量が増えにくいシステム。
- 保育サービスは保育所が主体。
- 財源不足により保育サービスの拡大に支障。

新制度

(「子ども子育て新システム」)

- 保育サービスへの参入は指定制。保育の必要性の認定も全国統一の客観基準で行う。
- 保育所のほか、従来の幼稚園、小規模保育、家庭的保育(保育ママ)など、選択肢を増やす。延長保育や病後児保育も拡大。
- サービス拡大のために十分な財源確保。



2017年度までに
3歳未満児の保育所等 86万人→122万人(3歳未満児の44%)
延長保育等 89万人→103万人
放課後子どもクラブ 83万人*→129万人
*2011年5月時点



誰もが安心して子どもを産み育てられる社会を実現
女性の社会進出を促進
→少子化問題を改善し、今後の経済成長につなげる



医療・介護の分野では、医師不足を解消し、高度な急性期入院治療が誰でも安心して受けられるようにします。
また、在宅の医療・介護を充実させ、最後まで地域や自宅で家族・友人とともに過ごしながらサービスを受けられるようにします。

現行

- 地方部の中核病院を中心に、産科・小児・外科・救急など医師不足。
- 高齢者数の増加により、入院施設の不足が見込まれる状況。
- 介護サービスの中心は、住まいと離れた特養ホームへの入居。

目指す姿

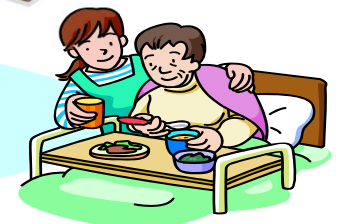
- 診療報酬の重点配分などにより、高度な急性期の入院治療の拠点を拡大し、入院日数の減少、処遇改善により医師不足を解消。
- 自宅や住まいに近いグループホームなど、在宅の医療・介護にも診療報酬・介護報酬を重点配分し、サービス拡大。



高度急性期の人員 2025年度に現行から2倍増
 平均入院日数 2012年 20日 → 2025年には半分程度に(一般急性期)
 在宅医療等 2012年 17万人/日 → 2025年 29万人/日
 居宅系・在宅介護 2012年 353万人/日 → 2025年 525万人/日



限られた資金・人員を、ニーズが高い高度医療や在宅に重点配分し、老後の安心を確保。



**社会保障のサービス量の拡大とともに、低所得者への支援も行います。
基礎年金の年金額の加算、国保・介護の保険料軽減などを行います。**

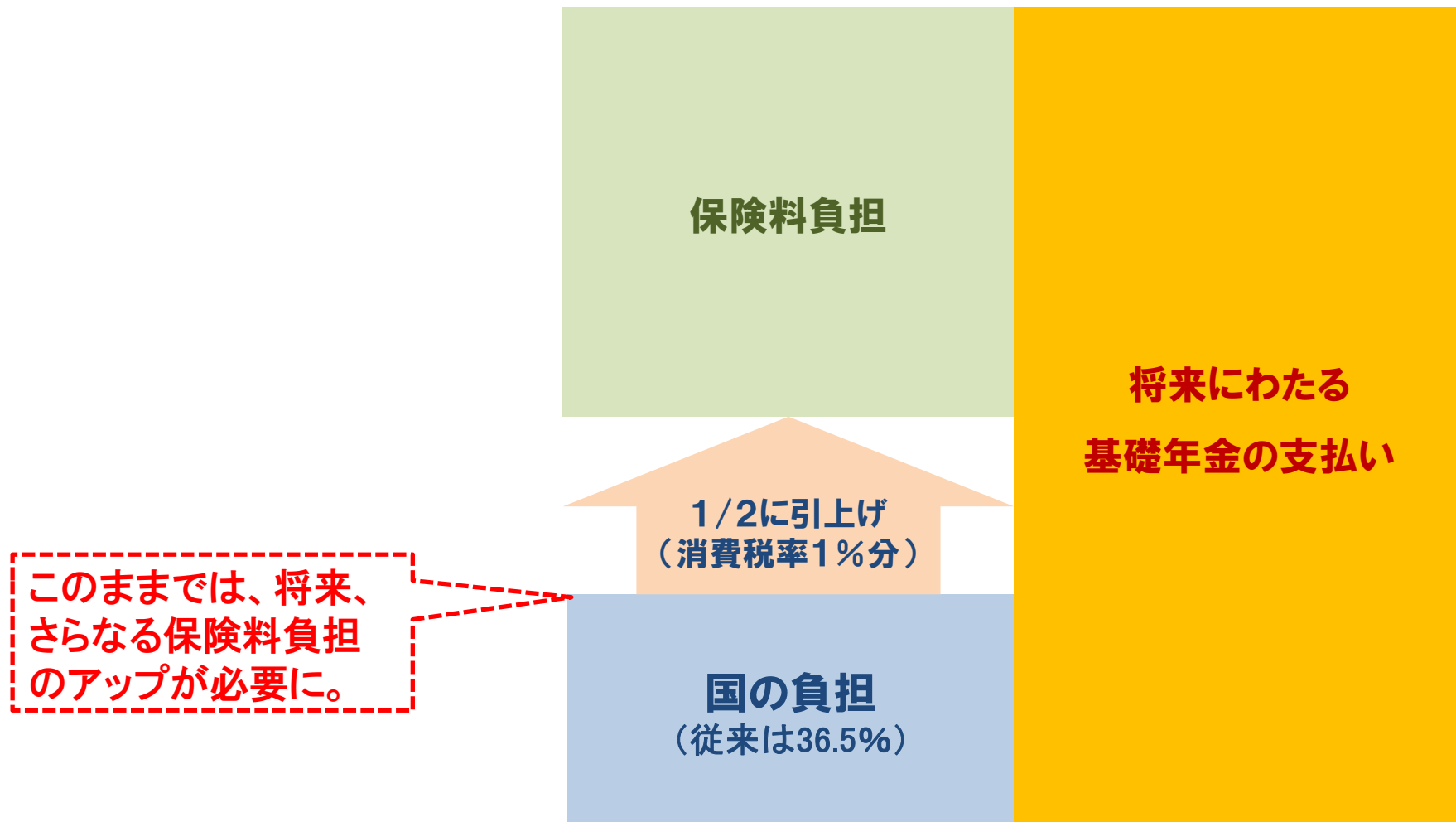
**国保の低所得者保険料軽減の拡充等
(～2,200億円程度)**

**介護の1号(高齢者)保険料の低所得者保険料軽減強化
(～1,300億円程度)**

**低所得者への基礎年金額の加算、障害基礎年金の加算等
(～0.6兆円程度)**

⋮

さらに、基礎年金に対する国の負担を2分の1に引き上げることにより、将来の年金の支払いに支障が生じないようにします。



今回の改革では、社会保障の安定財源を確保することになりますが、高齢化等により給付が大きく伸びてしまう現行制度のままでは、今後、給付増によって再び大幅な国民負担増を求める「いたちごっこ」となってしまいます。

(※) 社会保障に係る費用の見直し 110兆円(2012年) ⇒ 145兆円(2025年)【1.27倍】

従って、今回の改革案では、際限のない国民負担の拡大を防ぎ、「支え合う社会」を回復するために、重点化・効率化策を盛り込んでいます。

世代内の公平な 支え合いの観点

- 高所得者の年金給付の見直し（低所得者への加算と併せて検討）
- 介護納付金の総報酬割導入
- 短時間労働者に対する厚生年金・被用者医療保険の適用拡大

世代間の公平な 支え合いの観点

- 年金特例水準を見直し
- マクロ経済スライドの見直しを検討

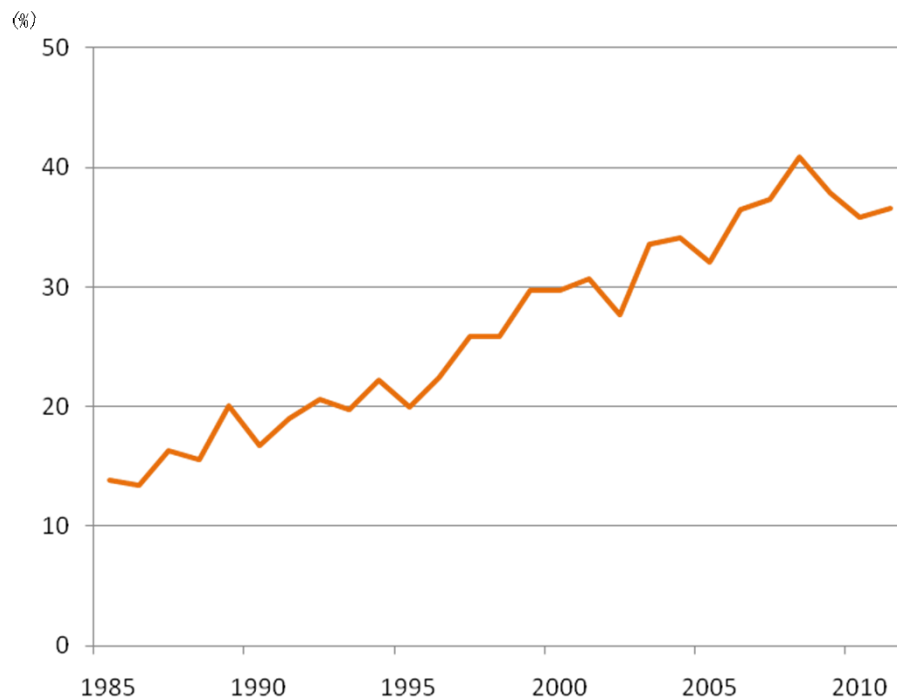
助け合いの 必要性の高いものに 焦点を絞って 支え合う観点

- 後発医薬品の更なる使用促進、医薬品の患者負担の見直し
- 介護の軽度者に対する機能訓練等重度化予防に効果のある給付への重点化

社会保障の充実・安定化の効果として・・・

- 信頼できる制度を確立し、将来の不安を取り除くことにより、所得や貯蓄が消費に回るという経済成長との好循環が期待されます。
- 近年では社会保障の分野で多くの雇用が生まれており、そうした面からも経済の活性化が期待されます。

老後の生活設計に不安を感じる人の割合

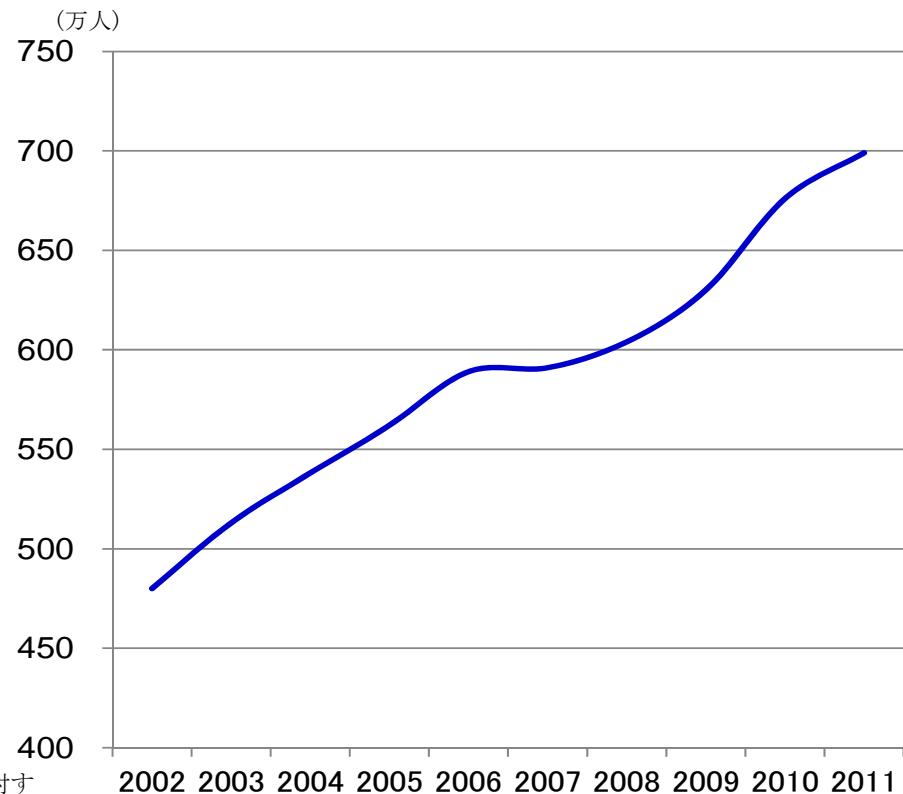


【出所】内閣府「国民生活に関する世論調査」

・「老後の生活設計について」を理由として「悩みや不安を感じている」と回答した者の全回答者に対する割合を算出。

・隔年実施だった時期があるため、調査のなかった年はその前年の結果と同じとしている。

医療・福祉産業就業者数の推移

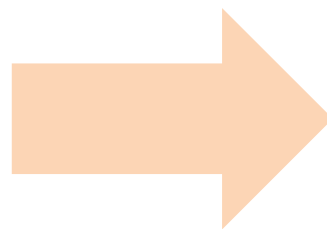


【出所】総務省労働力調査

(各年10月)

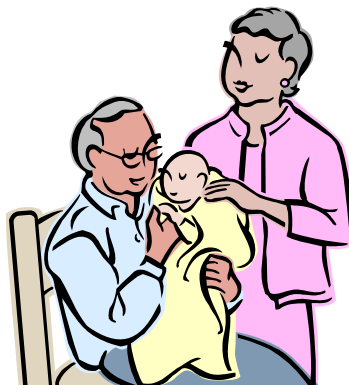
こうした改革による社会保障の安定財源確保が、将来世代への負担の先送りにストップをかけ、今緊急の課題となっている財政健全化にも貢献することになります。

消費税による
社会保障の安定財源確保



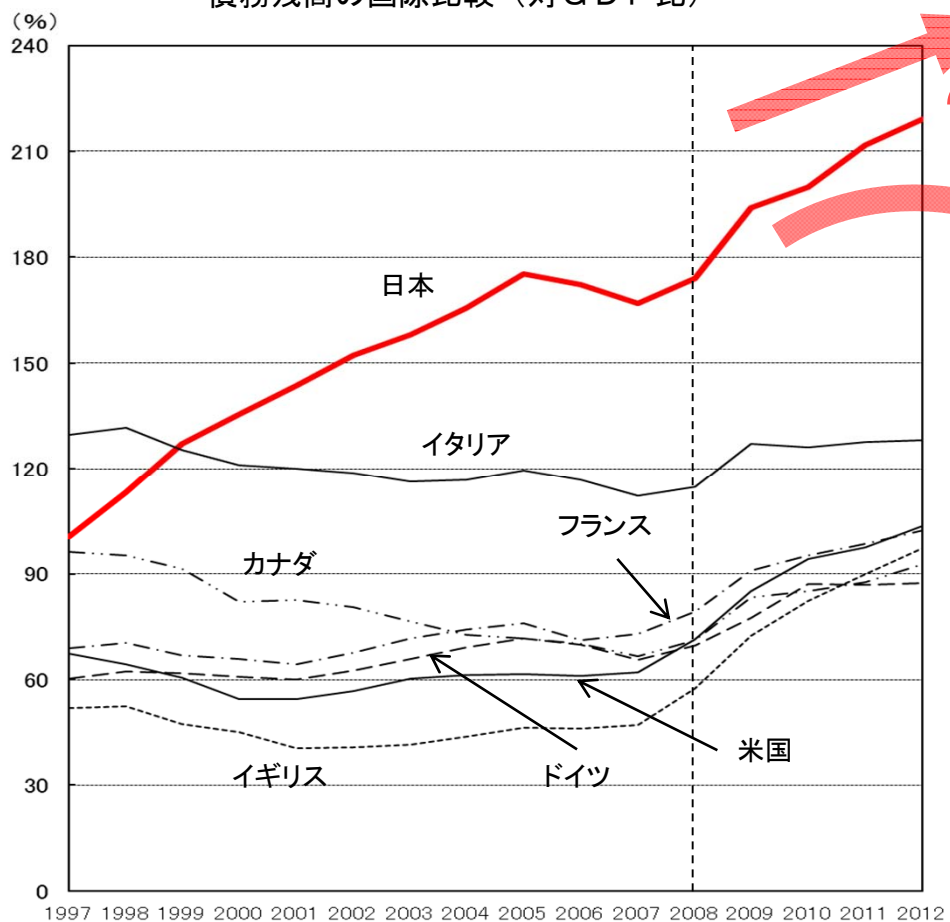
財政健全化

同時達成

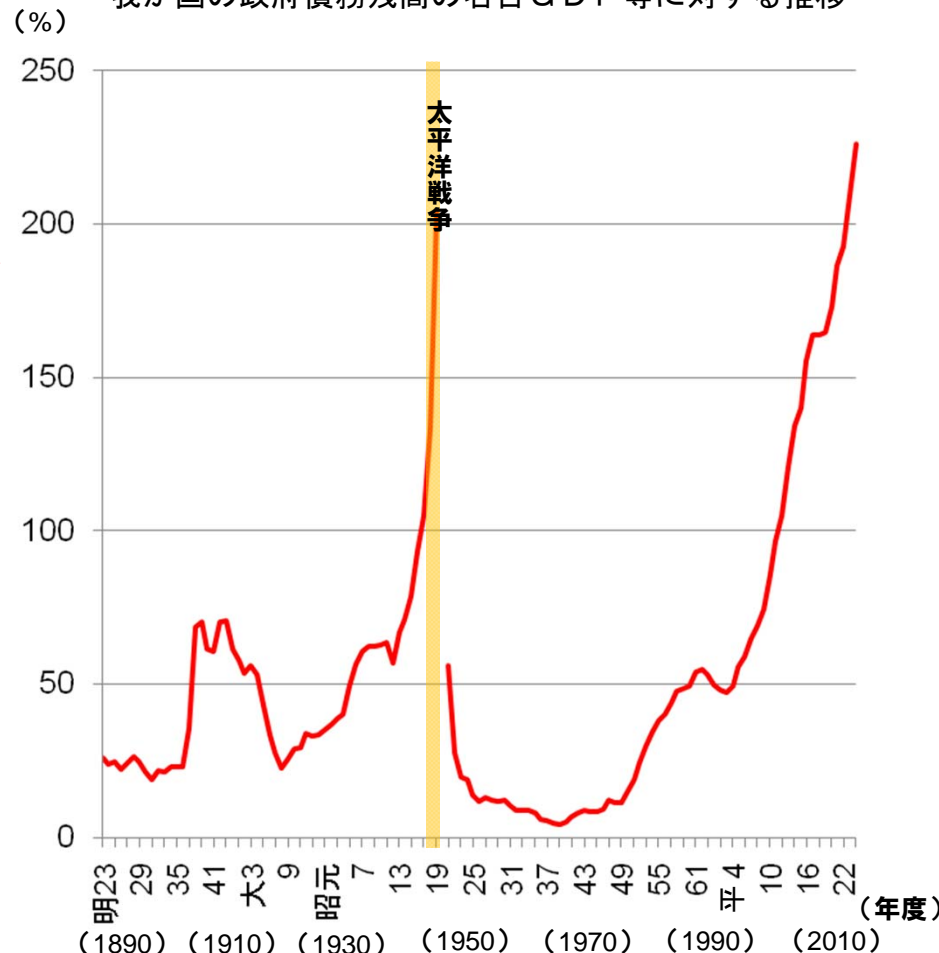


我が国の財政は、毎年の多額の国債発行が積み重なり、国際的にも歴史的にも最悪の水準にあります(太平洋戦争末期と同水準)。欧州諸国のような財政危機の発生を防ぐために、GDP(返済の元手)との対比で債務残高が伸び続けられないよう、収束させていくことが重要です。

債務残高の国際比較 (対GDP比)



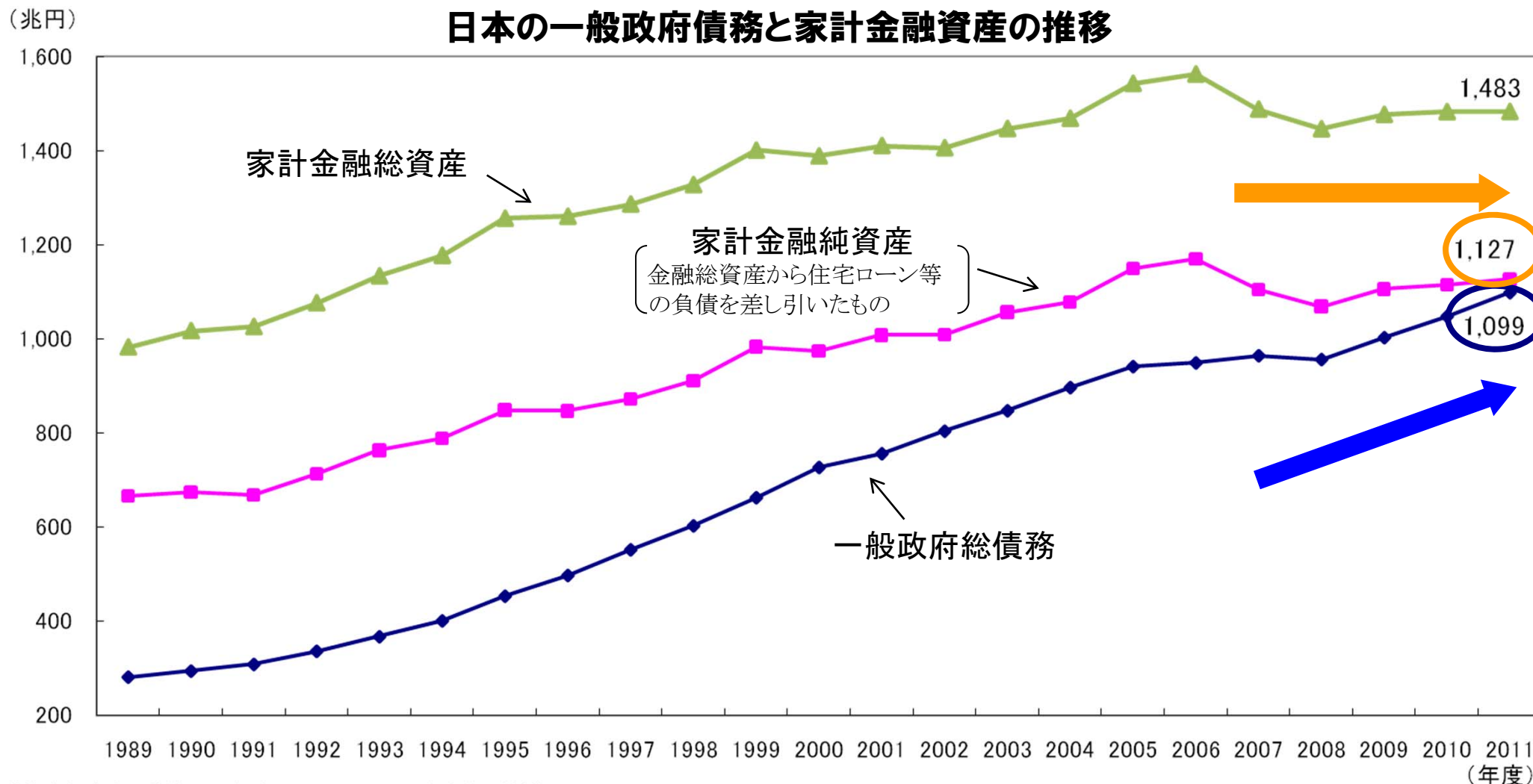
我が国の政府債務残高の名目GDP等に対する推移



(出典)OECD“Economic Outlook 90”
 (注) 国際比較のため、債務残高の値は国民経済計算の体系(SNA)に基づく一般政府ベースのものを使用しており、
 国及び地方の長期債務残高(利払・償還財源が主として税財源により賄われる長期債務)とは値が異なる。

(出所)債務残高は「国債統計年報」(国債及び借入金現在高)等
 GDPは「日本長期統計総覧」「国民経済計算」等




財政健全化のために、我が国に残された時間は多くありません。
 現在、日本国債の93%は、潤沢な個人金融資産に支えられ、国内投資家が保有していますが、
 債務残高の増大と貯蓄水準の停滞により、この環境が変化する可能性があります。



(注) 各年度末の数値(2011年度については、12月末時点の数値)

(出典) 日本銀行「資金循環統計」(2011年12月末速報値)

財政状況が悪化した欧州の諸国では、国内外に保有される国債が信用を失い、政府が借入れを継続できなくなる事態(財政危機)が発生しています。これらの国では、年金・医療の大幅な給付カットや負担増など、厳しい措置が行われています。

	財政健全化策の規模 (2011年度)	社会保障分野の給付削減 等
ギリシャ 	143億ユーロ ^(注1) 対GDP比6.2% ⇒【30.1兆円】 ^(注2)	<ul style="list-style-type: none"> 年金の給付水準を実質切下げ(月約17万円(1,700ユーロ)超の年金受給者について、年金基金の不足に充てるため、年金からの天引き額を増加) これに加え、月約12万円(1,200ユーロ)以上の年金受給者への年金給付額を20%切下げ ※ 付加価値税率を引上げ(19→23%)【2010年～】
アイルランド 	60億ユーロ 対GDP比3.9% ⇒【18.9兆円】	<ul style="list-style-type: none"> 約10万円(1,000ユーロ)以上の年金受給者への年金給付額を切り下げること、年金給付総額を4%削減 児童手当の引下げ ※ 付加価値税率を引上げ(21→23%)【2012年～】
ポルトガル 	98億ユーロ 対GDP比5.7% ⇒【27.6兆円】	<ul style="list-style-type: none"> 月約11万円(1,100ユーロ)以上の年金受給者への年金給付額を1/7(約14%)切下げ【2012年・2013年】 (月約6万円(600ユーロ)以上約11万円(1,100ユーロ)未満の年金給付者に対しても累進的に給付額を切下げ。) 新規年金受給者に対する年金給付額を約4%切下げ【2012年～】 医療費の個人負担の増額【2012年～】 ※ 付加価値税率を引上げ(21→23%)

(注1) 2011年予算における数値。中期財政戦略(2011年6月)においては、これに加えて65億ユーロ(対GDP比2.9%)の健全化策を講ずることとされている。

(注2) 【】内は、各国の財政健全化策を我が国の経済規模に置き換えた場合の単年度の規模

(出典) 内閣府「平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」、Eurostat及び各国資料

ちょうど2015年までに、「団塊の世代」が65歳に達し、支える側から支えられる側に。
改革は待ったなしの状況と言えます。

2008年 2009年 2010年 2011年 **2012年** 2013年 2014年 **2015年**

← 「団塊の世代」の高齢化 →

65歳以上



+79万人 +48万人 +28万人 **+107万人 +114万人 +111万人 +87万人**

← 「若者世代」の減少 →

20歳以下



▲73万人 +23万人 ▲39万人 **▲110万人 ▲118万人 ▲115万人 ▲94万人**



(税制抜本改革について)

今回の一体改革においては、「支え合う社会」を回復するため、「社会保障の安定財源の確保と財政健全化の同時達成」への第一歩として、消費税率の引上げを柱とする、**税制全体を通じた改革**を行います。

税制抜本改革がなぜ必要なのか・・・

「支え合う社会」の回復、
そのための「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への第一歩

- 負担の一部が子や孫の世代に先送りされ、財源に大きな穴のあいた社会保障制度をこのまま維持することは困難
- 「全世代対応型」の社会保障制度を築き上げる必要
- 欧州債務問題にみられるような、財政リスクへの市場の懸念の高まり
⇒ **特定の世代に負担が偏ることなく、社会保障の安定財源を確保**する観点から、「新成長戦略」等の着実な実施とともに、消費税率の引上げを柱とする税制抜本改革を実施。

我が国の経済・社会の変化等に対応し、新たな日本にふさわしい税制全体の姿を実現

- 以下のような変化に対応するため、**税制全体を通じた改革**を実施。

①人口減少と少子化・高齢化の同時進行

④グローバル化の進展

②格差の拡大

⑤エネルギー制約・環境問題といった世界的規模の課題

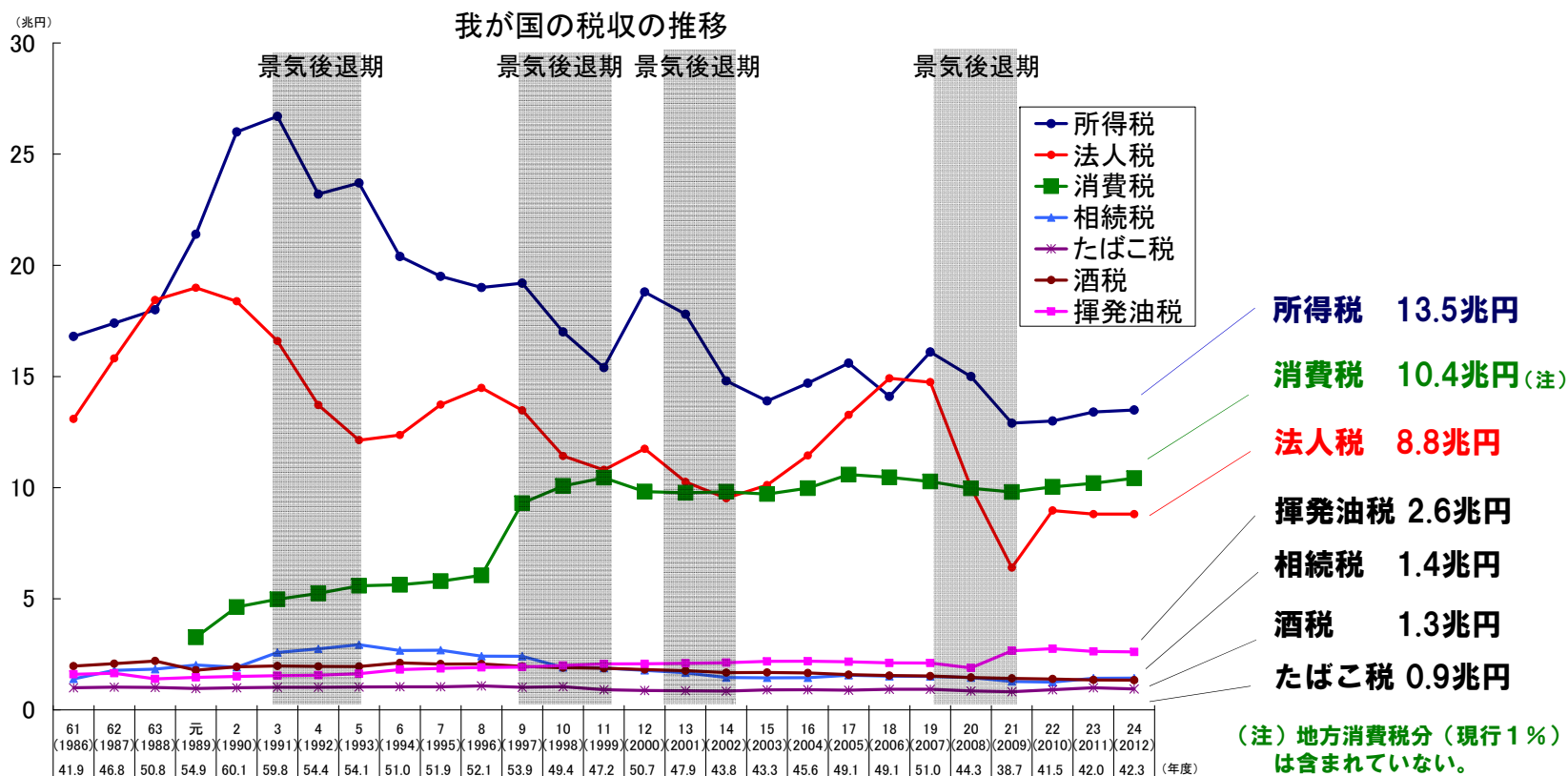
③家族や働き方の多様化

⑥長期的なデフレ・低成長の中での新たな成長戦略の必要性

なぜ、消費税なのか・・・

<消費税の特徴>

- ✓ 税収が景気や人口構成の変化に左右されにくく安定している
- ✓ 働く世代など特定の者に負担が集中することなく、経済活動に与える歪みが小さい
- ✓ 高い財源調達力



「支えあう社会」の回復(社会保障の支出を国民全体で公平に負担)という観点、安定した財源を確保するという観点から、**社会保障の財源調達手段としてふさわしい**と考えられます。

□ 社会保障財源化

○ 消費税込(国分)は法律上、全額社会保障目的税化

- ✓ 用途を、現在の高齢者3経費(基礎年金、老人医療、介護)から、社会保障4経費(年金、医療、介護、子育て)に拡大
- ✓ 官の肥大化には使わず、全て国民に還元する

○ 消費税込(地方分※)は、社会保障財源化

※ 現行分の地方消費税を除く。また、現行の基本的枠組みを変更しないことを前提とする。

□ 消費税率の引上げ

○ 次のとおり段階的に引上げを行う。

- ・ 2014年4月1日より 8% (消費税込6.3% 地方消費税1.7%)
- ・ 2015年10月1日より 10% (消費税込7.8% 地方消費税2.2%)

※ 引上げ分の消費税込の地方分は、消費税率換算で、2014年4月1日から0.92%分、2015年10月1日から1.54%分とし、地方消費税の充実を基本とするが、併せて消費税込の交付税法定率分の充実を図る。

□ 低所得者への配慮

- 今回の増税分は全て社会保障の維持・充実に向ける。
- 更に、今回の改革では単一税率を維持するが、以下のような低所得者への配慮策を実施。
 - ・ 社会保障改革に盛り込まれた低所得者へのきめ細かな配慮策を着実に実施。
 - ・ 2015年度以降の番号制度の本格稼働・定着後の実施を念頭に、給付付き税額控除等を導入。
 - ・ それまでの間の暫定的・臨時的措置として、簡素な給付措置を実施。

「税制全体を通じた改革」のポイント

消費税

- 社会保障財源化、税率の段階的引上げ
- 低所得者への配慮
- 課税の適正化（中小事業者の特例）

個人所得課税

- 所得再分配機能の回復、格差の是正
 - ・ 最高税率の引上げ（所得5,000万円超について45%）
 - ・ 給与所得控除に上限を設定
 - ・ 配当・株式譲渡益等に係る軽減税率の廃止
 - ・ 年少扶養控除の廃止・児童手当の拡充

法人課税

- 法人税率を4.5%（法人実効税率を5%）引下げ
- 実効税率の引下げが実現する復興特別法人税課税期間終了後（平成27年度以降）、引き続き、雇用と国内投資拡大の観点から、法人課税のあり方について検討

資産課税

- 資産再分配機能の回復、格差の固定化の防止、若年世代への資産移転の促進
 - ・ 相続税…基礎控除の引下げ、最高税率の引上げ等
 - ・ 贈与税…子や孫への贈与について税率緩和等

その他

＜消費税以外の消費課税＞

- 酒税、たばこ税、ガソリン税などの個別間接税

＜地方税制＞

- 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築
- 地方法人特別税は「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」であり、一体改革に併せて抜本的に見直す

＜番号制度＞

- 社会保障・税番号制度（マイナンバー）の導入に伴い、申告書や法定調書等への「番号」の記載など（平成27年以降）

※ 下線は既に平成22・23・24年度税制改正等において対応済みの施策
⇒税制改革法案を国会に提出（平成24年3月30日）

消費税率の引上げに当たって・・・

○ 政治改革・行政改革への取組

○ 低所得者への配慮

○ 経済への配慮

○ 課税の適正化、価格転嫁

政治改革・行政改革への取組

社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日 閣議決定) 抜粋

第2部 税制抜本改革

第2章 政治改革・行政改革への取組

議員定数削減や公務員総人件費削減など自ら身を切る改革を実施した上で、税制抜本改革による消費税引上げを実施すべきである。

行政改革の実行に関する取組について

公務員人件費削減 : 国家公務員給与の平均7.8%削減を内容とする法律が議員立法により成立

特別会計改革 : 社会資本整備事業特別会計の廃止等により、全体の勘定数をおおむね半減

独立行政法人改革 : 法人数の約4割削減を含む制度・組織の抜本の見直しについて閣議決定

行政改革実行本部(平成24年1月31日 設置)において、以下の改革を実行する。

○ 総人件費改革の推進

- ・ 公務員の計画的な削減の推進
- ・ 公務員の人事・給与制度改革の推進

○ 政府関係法人の改革(※1)

- ・ 公益法人等への支出・権限付与の見直し

○ 効率的で無駄のない政府の実現(※2)

- ・ 政府系情報システムの刷新・集約
- ・ 未利用国有地等の資産売却等の推進

○ 我が国の発展のための新たな社会の構築

- ・ 民間活力強化のための規制・制度改革の推進

取組の具体例

※1 独立行政法人の職員宿舎について見直しを行い、年内を目途に、各法人の具体的な実施計画を取りまとめる。

※2 政府情報システム刷新有識者会議を設置し、本年夏頃までに、「政府情報システムの刷新のための共通方針」の策定を目指す。

(注)また、4月13日に民主党・国民新党により「行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案」が国会に提出された。

受益と負担の関係

○ 消費税負担だけでなく、消費税込を社会保障給付に充当することや、税制全体による所得再分配効果、社会保障給付による所得再分配効果を総合的に勘案する必要があります。

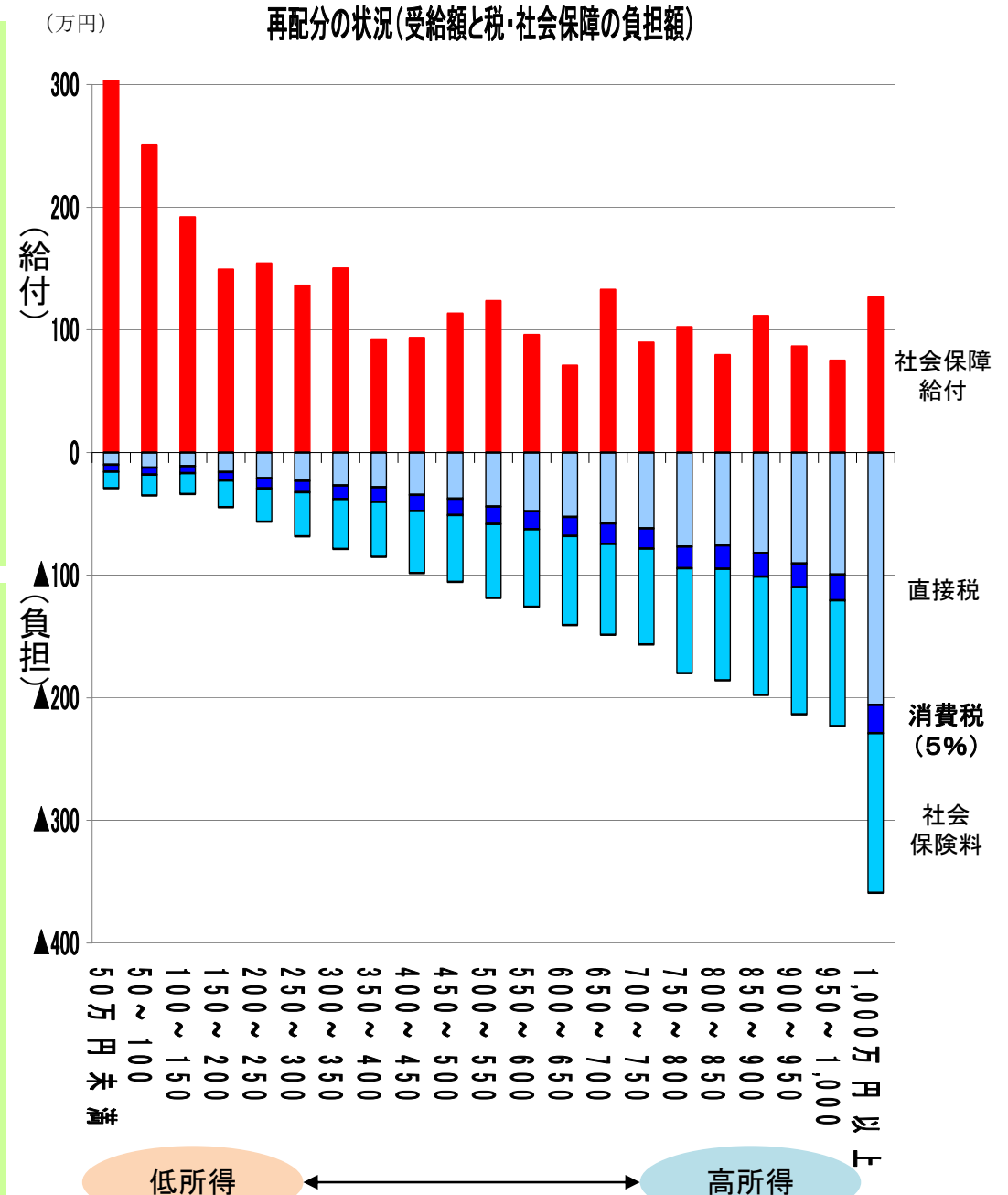
⇒ 社会保障制度には所得再分配機能があり、全体の受益と負担を見ると、低所得者には負担を大きく上回る受益があります。

○ 社会保障の維持・充実のために、消費税率を上げ、消費税込を社会保障財源化します。

○ その上で、今般の社会保障改革に盛り込まれた低所得者へのきめ細かな配慮策を着実に実施します。

年金	・ 低所得者への年金加算
介護	・ 低所得者への介護保険料の軽減
医療	・ 低所得者への国民健康保険料の軽減

低所得者への配慮



給付付き税額控除等

- **番号制度の本格稼働・定着後(2015年度以降)**の実施を念頭に、関連する社会保障制度の見直しや所得控除の抜本的な整理とあわせ、**総合合算制度や給付付き税額控除等、再分配に関する総合的な施策**を導入します。
- **それまでの間の暫定的、臨時的措置**として、今般の社会保障改革に盛り込まれた低所得者へのきめ細かな配慮策との関係も踏まえつつ、**簡素な給付措置**を実施します。

給付付き税額控除: 例えば、子育て支援や就労支援等を目的として、税の仕組みである税額控除と給付の仕組みの組み合わせにより、課税最低限以下の者など税額控除により税額がマイナスとなる者には、その金額を給付するという制度を採っている国もある。

総合合算制度: 制度単位ではなく家計全体をトータルに捉えて、医療・介護・保育等に関する自己負担の合計額に上限を設定する制度。

単一税率の維持

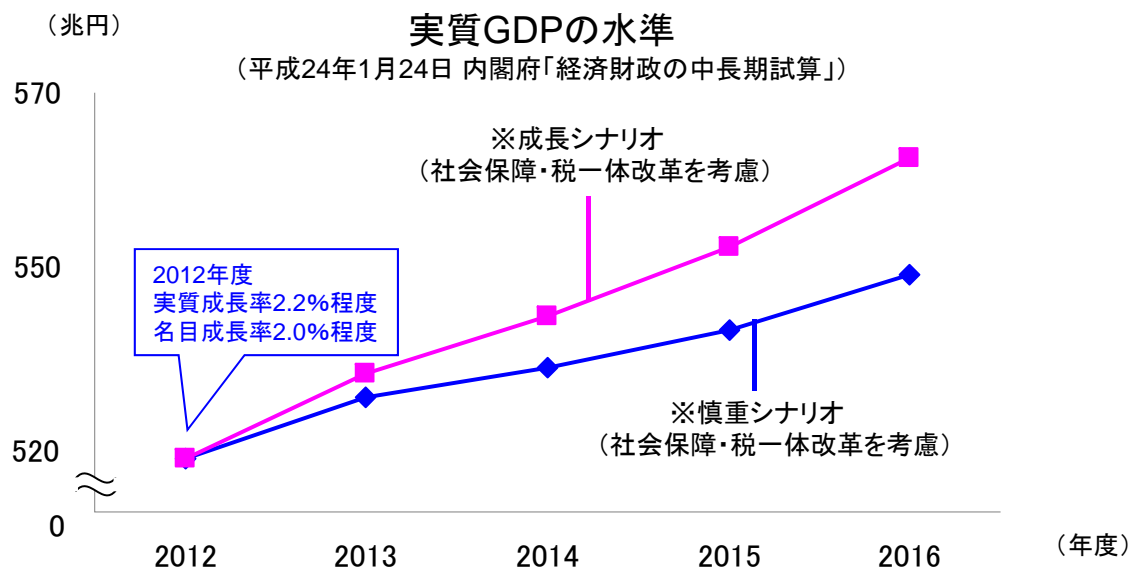
- 以下に掲げる複数税率の問題点を踏まえ、**今回の改革では単一税率を維持**することとします。

- 対象品目について合理的な線引きが困難であり、物品・サービス間での不公平感が生じる可能性があること
- 負担軽減額は、消費額が大きい高所得者の方がより大きくなること
- 多額の減収を招くことになり、必要な社会保障の財源を確保するためには、標準税率をより高く引き上げる必要が生じること
- **事業者の負担が増すこと**
※ 複数税率を導入するためにはインボイスの発行が必要となり、中小企業にとって多大な事務負担が生じる。また、免税事業者はインボイスの発行ができないため、取引上不利な立場に置かれる可能性がある。

(参考) 諸外国において、軽減税率を設けている国は多数存在しているが、その多くは標準税率が15%以上。また、付加価値税が導入されている諸外国における食料品に係る税率は平均10%程度。

経済状況を好転させることを条件として消費税率の引上げを実施

- 消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、デフレからの脱却・経済の活性化に向けて、平成23年度から平成32年度までの平均において名目成長率3%程度、実質成長率2%程度を目指した望ましい経済成長のあり方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。(税制抜本改革法案附則第18条第1項)



「日本再生の基本戦略」(平成23年12月24日閣議決定)

「今後2年程度は復興需要が見込まれる中、政府は、円高の影響も注視しつつ、日本銀行と一体となって速やかに安定的な物価上昇を実現することを目指して取り組み、復興需要に依存しない、民需主導の経済成長への円滑な移行を図る。さらに、民間での努力に合わせて政策面においても「フロンティア」に果敢に挑戦する覚悟で各般の施策に積極的に取り組み、2011年度から2020年度までの平均で名目成長率3%程度、実質成長率2%程度を政策努力の目標として取り組む。」

法律公布後、消費税率引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応できるような仕組み※を設けます。

※ 経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況の好転について、名目・実質成長率、物価動向など種々の経済指標を確認し、上記措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずる旨を規定(税制抜本改革法案附則第18条第2項)

□ 課税の適正化

- 課税の適正化については、消費税制度に対する信頼を確保するため、これまでも累次の見直しを行ってきました。

《これまでの取組》			
		(導入時)	(現行)
①事業者免税点制度 (適用上限)		課税売上高 3,000万円	⇒ 1,000万円
②簡易課税制度 (適用上限)		課税売上高 5億円	⇒ 5,000万円
	(みなし仕入率)	90%, 80%の2区分	⇒ 90%~50%の5区分

- 中小事業者の事務負担に配慮し設けられている**事業者免税点制度・簡易課税制度**については、その趣旨に鑑み、引き続き**制度を維持**します。その上で、**制度の不適切な利用に対処する観点等からの見直し**を行います。
- なお、単一税率を維持することや、中小事業者の事務負担等を踏まえ、いわゆる**インボイス制度の導入は行わない**こととします。

<事業者免税点制度>

新設法人による免税点制度を利用した課税逃れに対応するため、課税売上高5億円超の事業者が設立した法人は設立当初から課税事業者とする。

<簡易課税制度>

簡易課税制度のみなし仕入率について、実態調査の結果も踏まえた上で、いわゆる「益税」問題に対応する観点から、その水準について必要な見直しを行う。

<中間申告制度>

中間申告義務のない中小事業者の方々が、任意で中間申告を選択できる制度を導入する。

□ 適正転嫁への取組

- 今般の消費税率の引上げに当たっては、**段階的な引上げになることも踏まえ、円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、以下の取組を含め、より徹底した対策を講じていきます。**

- (1) 消費税の転嫁・表示等に関するガイドラインを策定し、その周知徹底、相談等を行う。
- (2) 中小事業者向けに相談窓口を設置するとともに、講習会の開催等を行う。
- (3) 取引上の優越的な地位を利用した不公正な取引の取締り・監視の強化を行う。
- (4) 便乗値上げ防止のための調査・監督及び指導を行う。

⇒ **関係府省の緊密な連携を確保し、総合的に対策を推進するための本部を内閣に設置します。**

□ 価格表示と消費税との関係

- 取引に際しての価格表示と消費税との関係については、外税、内税等に係る様々な議論を勘案しつつ、事業者間取引、相対取引等におけるその表示の在り方を含め、引き続き、**実態を踏まえつつ、様々な角度から検討する。**

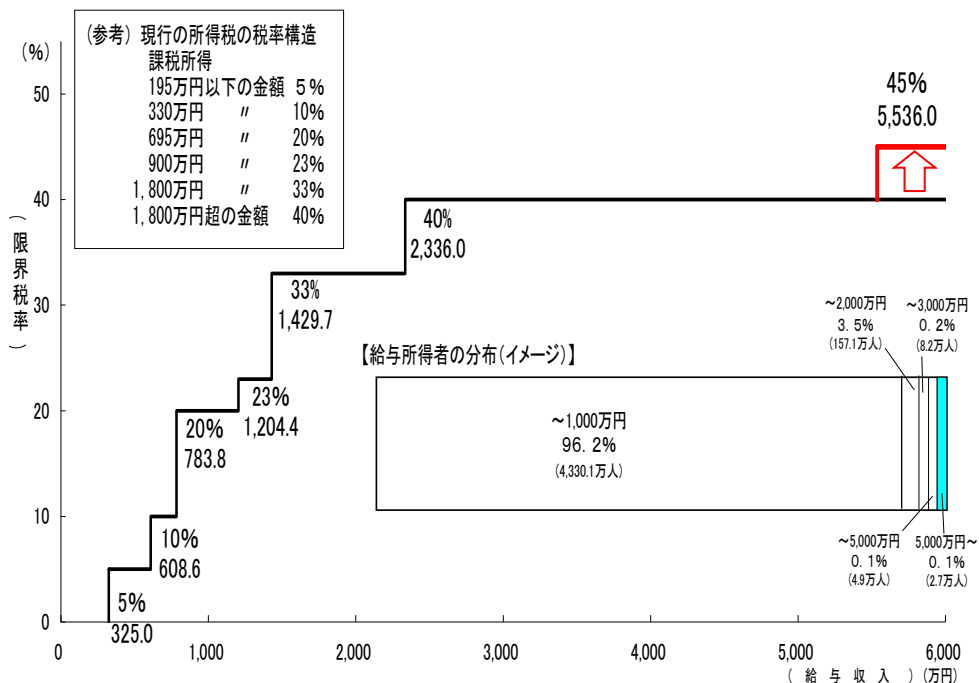
個人所得課税

(背景) 昭和60年代から大幅な累進緩和
⇒ 所得税による所得再分配機能が低下

□ 最高税率

- 現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得5,000万円超について45%の税率を設ける。
〔平成27年分の所得税から適用〕

所得税の最高税率の見直し(案)



□ 給与所得控除

- 給与収入1,500万円を超える場合の給与所得控除に上限(245万円)を設定する。
〔平成25年分の所得税から適用〕

□ 扶養控除・配偶者控除

- 年少扶養控除の廃止・児童手当の拡充。
〔平成23年分の所得税から適用済〕
- 扶養控除、配偶者控除について、関連する社会保障制度の内容や、社会経済状況の変化などを踏まえて更に検討。

□ 金融所得課税

- 現行法令どおり、上場株式の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率を平成26年1月から20%の本則税率とする。
- 20%の本則税率化と同時に、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(日本版ISA)を導入する。

□ 高齢者・年金に対する課税

- 今後の年金制度改革の方向性も踏まえ、世代内・世代間の公平性を確保する観点から、年金課税のあり方を検討。

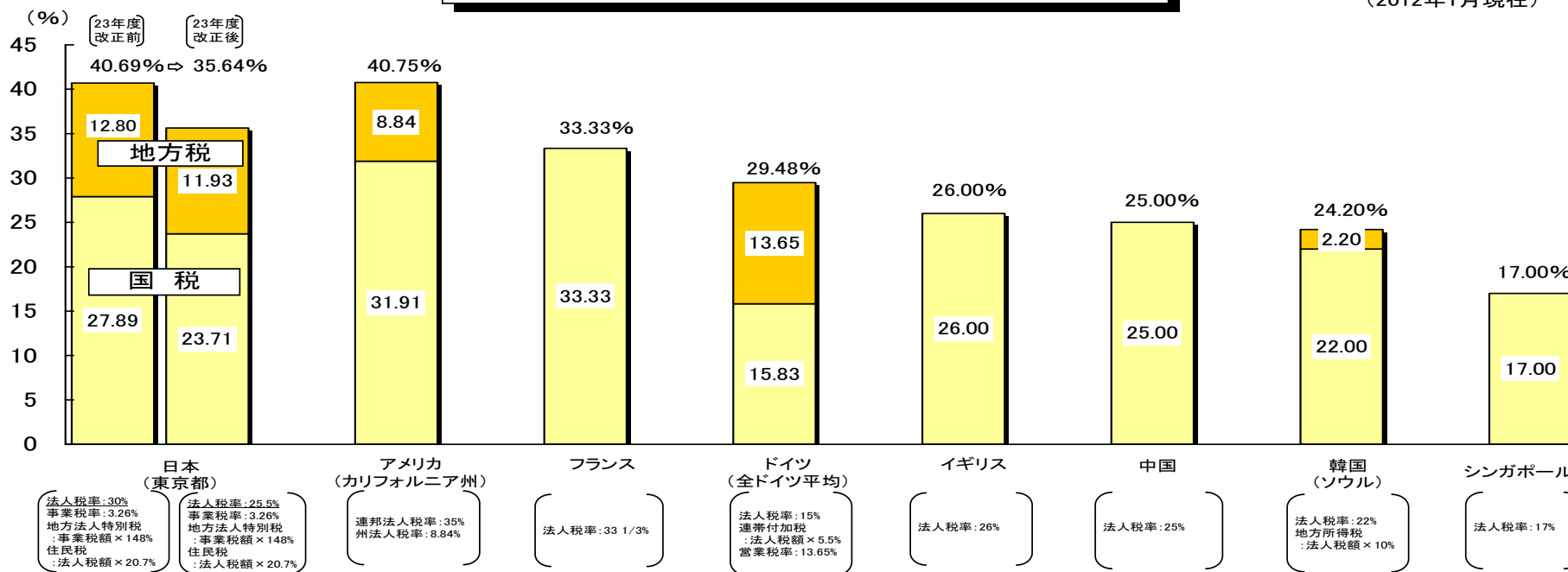
(注)・子のうち1人は特定扶養控除の対象、1人は一般扶養控除の対象であるものとし、給与所得控除の上限設定を加味して計算している。
・給与所得者の分布は、「~2,000万円」までの階層については、「民間給与実態調査(平成21年分)」,それ以外の階層は「平成21年分申告所得税基本調査」による。

法人課税

- 我が国企業の競争力の維持・向上等の観点から、課税ベースの拡大と併せ、**法人税率を4.5%（法人実効税率を5%）引き下げる措置**を実施。中小法人に対する軽減税率も引下げ。（平成23年度税制改正）
- 復興特別法人税課税期間終了後（平成27年度以降）において、この実効税率の引下げが実現。
- その後も引き続き、雇用と国内投資拡大の観点から、今回の税率引下げの効果や主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、新成長戦略も踏まえ、法人課税のあり方について検討。

法人所得課税の実効税率の国際比較

(2012年1月現在)



(注) 1. 上記の実効税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
 2. 日本の地方税には、地方法人特別税(都道府県により国税として徴収され、一旦国庫に払い込まれた後に、地方法人特別譲与税として都道府県に譲与される)を含む。また、法人事業税及び地方法人特別税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値割及び資本割が課される。
 3. 日本の改正後の実効税率は、平成24年4月1日以後開始する事業年度のものである。なお、復興特別法人税(法人税額に対する10%の付加税)により、平成24年度から法人税率(国税の表面税率)は実質的に28.05%となる。

再分配機能の回復、格差固定化の防止、若年世代への早期資産移転の観点から、相続税・贈与税を見直し

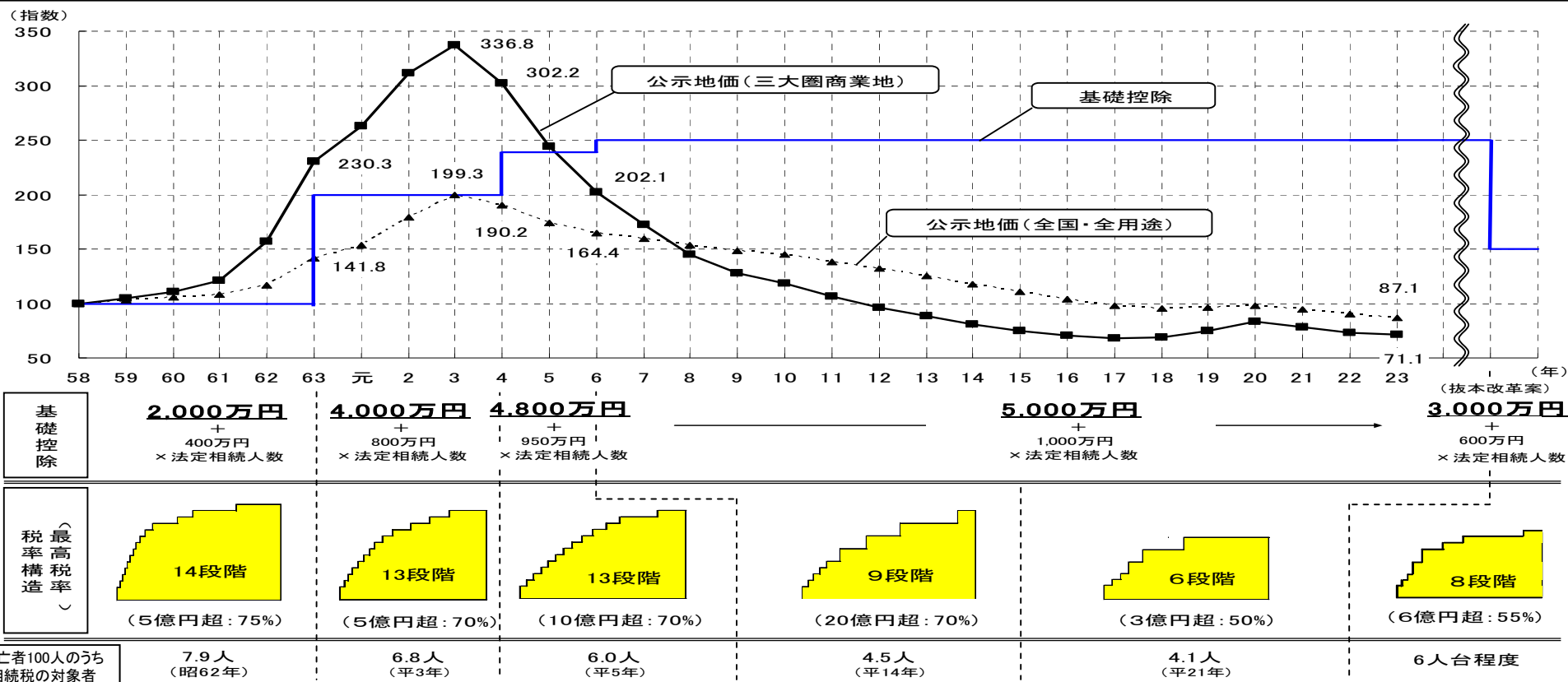
○ 相続税

- ・バブル後の地価の大幅下落に対応した基礎控除の引下げ
(5,000万円+1,000万円×法定相続人数 ⇒ 3,000万円+600万円×法定相続人数)
- ・最高税率の引上げ(50%⇒55%)など税率構造の見直し
- ・死亡保険金に係る非課税措置、未成年者控除・障害者控除の見直し

○ 贈与税

- ・子や孫への贈与に係る贈与税の税率構造の緩和、相続時精算課税制度の対象拡大

○ 事業承継税制について、相続税改正部分の施行(平成27年1月)に併せて見直しを行う。



消費税以外の消費課税等

- 酒税
類似する酒類間の税負担の公平性の観点も踏まえ、消費税率の引上げに併せて見直しを行う方向で検討。
- 「地球温暖化対策のための税」(石油石炭税の税率の上乗せ)
平成24年度税制改正において実現。
- 燃料課税
温暖化対策等の観点から当分の間税率が維持されていることや24年度以降において石油石炭税の上乗せを行うこととしたことも踏まえ、引き続き検討。
- 自動車取得税及び自動車重量税
「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした平成24年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行う。
- 印紙税
建設工事請負契約書、不動産譲渡契約書及び領収書について負担軽減を検討。

- 今回の改正に当たっては、診療報酬については非課税の取扱いとする。その際、医療機関等の行う高額な投資に係る消費税負担に関し、一定の基準に該当するものに対し区分して手当てを行うことを検討し、診療報酬など医療保険制度において対応することとする。また、医療機関等の消費税負担について定期的に検証する場を設けるとともに、課税のあり方については、引き続き検討する。
- 住宅取得については、消費税率の引上げの前後における駆け込み需要とその反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化及び緩和する観点から、必要な措置について財源も含め総合的に検討する。

地方税制

- 地域主権改革の推進・社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築。
- 地方法人特別税・地方法人特別譲与税は、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」であり、一体改革に併せて抜本的に見直す。

社会保障・税番号制度の概要

- 「社会保障・税番号制度」については、真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障を充実させ、効率的かつ適切に提供するために早期に導入を図る必要。
平成27年（2015年）1月からの利用開始に向け、平成24年の通常国会に番号法案（通称「マイナンバー法案」）及びその整備法案を提出したところ（2月14日国会提出）。
- 番号制度導入により、国民の給付と負担の公平性、明確性を確保するとともに、国民の利便性の更なる向上を図ることが可能となるほか、行政の効率化・スリム化に資する効果も期待できる。
- 導入に当たっては、制度・システムの両面で十分な個人情報保護策を講じるとともに、費用対効果やシステム調達の透明性を検証し、国民の納得と理解を得る。

番号制度でできること

- ①よりきめ細やかな社会保障給付の実現（年金・医療・介護・福祉・労働分野に係る給付過誤・給付漏れ・二重給付（現物サービスの給付を除く。）の防止等）
- ②所得把握の精度の向上等（税務当局が取得する各種所得情報等について、「番号」を用いて効率的に名寄せ・突合することが可能となる。これにより、所得の過少申告や扶養控除のチェックが効率的になり、税の不正還付などを防止）
- ③災害時における活用（災害時要援護者リストの作成及び更新、災害時の本人確認、生活再建への効果的な支援等）
- ④自分に関する情報や必要なお知らせ等の情報を自宅のパソコンなどから簡単に入手（各種社会保険料の支払やサービスを受けた際に支払った費用の確認、確定申告などを行う際に参考となる情報の入手等）
- ⑤各種事務・手続の簡素化、負担軽減（所得証明書や住民票の添付省略、法定調書の提出に係る事業者負担の軽減等）

主なスケジュール

- 24年通常国会にマイナンバー法案、同整備法案を提出（2/14）
- 26年6月以降
マイナンバー等の通知
- 27年1月以降
社会保障・税分野のうち可能な範囲で利用開始

税務分野での利用

- 税務分野における番号制度の適正利用のため、「マイナンバー法の整備法」において、申告書・法定調書等に「番号」の記載を求めること等、所要の措置を講ずる。また、納税者利便の向上策等につき引き続き検討。

税制抜本改革のスケジュール

社会保障・税一体改革大綱【別紙1】(平成24年2月17日閣議決定)

	～2011 (H23) 年	2012 (H24) 年	2013 (H25) 年	2014 (H26) 年	2015 (H27) 年
【消費税】 ① 社会保障目的税化 ② 税率 (国・地方) ③ 課税の適正化		● 一体改革法案		■ 26年4月実施	
		●		■ 26年4月 8%へ引上げ	■ 27年10月 10%へ引上げ
		●		■ 上記②と併せて実施	
【個人所得課税】 ① 税率構造 ② 金融所得課税 ③ 諸控除 a) 給与所得控除の上限設定 b) 上記以外 ④ 高齢者・年金に関する税制		● 一体改革法案			■ 27年1月施行
	● 23年度改正 (26年1月から本則税率化)		[26年1月～の本則税率化を前提に公社債の課税方式・損益通算検討]	■ 26年1月 本則税率 (20%)	
	[23年度改正→削除] ● 24年度改正法案		■ 25年1月施行		
	● 22年度改正 (年少扶養控除廃止等) [23年度改正→削除 (成年扶養控除縮減)]		[社会保障改革の内容等を踏まえながらあり方検討]		
			[年金制度改革を踏まえ検討] (注) 新しい年金制度の創設については、「平成25年の国会に法案を提出」とされている。		
【法人課税】 法人実効税率	● 23年度改正等 実効税率5%引下げ 及び復興財源確保法	● 24年度～ 実効税率5%引下げ			● 27年度～ 実効税率5%引下げ実現
			--- 復興特別法人税 (～27年度) ---		[雇用と国内投資拡大の観点から、今般の引下げの効果等を検証しつつ、新成長戦略も踏まえ、法人課税について引き続き検討]

	～2011 (H23) 年	2012 (H24) 年	2013 (H25) 年	2014 (H26) 年	2015 (H27) 年
【資産課税】 ①相続税・贈与税の見直し ②事業承継税制	(23年度改正→削除)	● 一体改革法案 [23年度改正と同内容] [見直し検討]			■ 27年1月施行 上記①と併せた施行
【消費税以外の消費課税等】 ①酒税 ②地球温暖化対策のための税 ③燃料課税 ④車体課税 ⑤車体課税 ⑥印紙税	(23年度改正→削除)	● 24年度改正法案 24年10月施行 (参考) 森林吸収源対策や地方の地球温暖化対策に関する財源確保について24年度税制改正大綱を踏まえ検討	[消費税率の引上げに併せて見直しを検討] [引き続き検討]	[24年度税制改正大綱に沿って見直し]	27年3・4月 エコカー減税期限
【地方税制】 地方法人特別税・ 地方法人特別譲与税	22年度改正 (自動車重量税の負担軽減等)	● 24年度改正法案 24年4・5月施行 [当分の間税率見直し エコカー減税の拡充]			
【その他】 社会保障・税番号制度		● 番号(マイナンバー)法案 ・同整備法案		■ 26年中 「番号」を交付	■ 27年1月 「番号」の利用開始

(参考1) 上記の税制改革にあわせて、第2部第2章に記述している政治改革・行政改革への取組を進めていく。

(参考2) 東日本大震災からの復旧・復興財源を確保する観点から、上記の法人課税に係る措置のほか、個人所得課税について以下の措置が講じられている。

- ・復興特別所得税(平成25年～平成49年。所得税額の2.1%)
- ・個人住民税均等割の引上げ(平成26年6月～平成36年5月。年1,000円。)